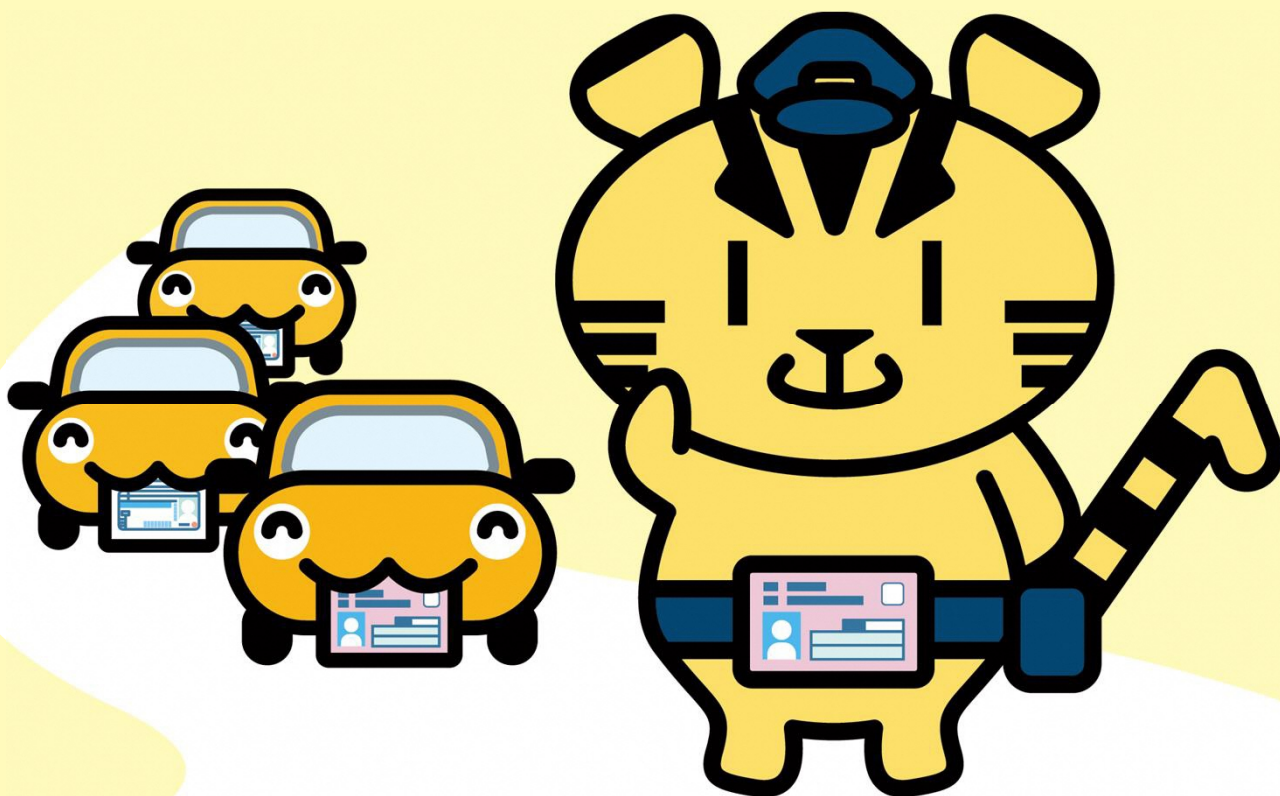
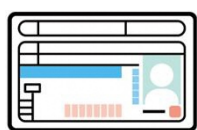


令和7年
3/24
運用開始！

マイナンバーカードを 運転免許証として、 利用できるようになります。



免許証は選べる 3 タイプ.....



免許証
のみ



マイナ免許証
(免許情報が記録されたマイナンバーカード)
のみ



両方

※ 運転の際は、免許証又はマイナ免許証のいずれかを携帯



希望する方は、マイナ免許証を持つことができます。

？ 一体化のための手続きは？



運転免許センター等で手続きが可能です。
免許情報をマイナンバーカードに記録できます。

？ 免許情報の確認はどうするの？



専用アプリで確認します。
券面には免許情報が記載されないため、「マイナ
免許証読み取りアプリ」で読み取りを行います。

マイナンバーカードを 免許証として使える！ だから、メリットたくさん！



改正道路交通法の施行により、マイナンバーカードと運転免許証の一体化の制度が令和7年3月24日から開始されます。一体化で免許情報がマイナンバーカードに記録されるので、住所変更等の面倒なアレコレがらくらくスムーズに！

メリット

1 住所変更等がラクに！



市町村に
行くだけ！



氏名、住所又は生年月日の変更は自治体に届け出るだけで完了！免許センター等での変更手続きが不要になります。

マイナ免許証のみ保有者

メリット

2 オンライン 更新時講習が受講可能に！

24時間
好きな時に！



どこでも
講習！

マイナポータルとの連携で、オンライン更新時講習の受講が可能になります。

優良運転者講習

一般運転者講習

メリット

3 住所地以外での 更新の迅速化・申請期間延長！

経路地更新 即日完了！



住所地以外の免許センターで行うことができる免許証の更新手続き（経路地更新）が迅速化されます。

優良運転者

一般運転者

メリット

4 更新手数料が安く



マイナ免許証は免許証と比べて更新手数料が安くなります。

一体化の手続き前に準備すること

住所変更ワンストップサービス等の利用申請やマイナポータル連携手続きのためには、運転免許センター等でのマイナンバーカードの署名用電子証明書の提出が必要ですので、一体化の手続き前に6～16桁の署名用電子証明書暗証番号を予め準備してください。